

令和4年度産業保安等技術基準策定研究開発等事業
(ネット市場における製品安全関連法対応状況等調査)

報告書

2023年2月

February, 28 2023

一般財団法人日本品質保証機構

JAPAN QUALITY ASSURANCE ORGANIZATION

目次

I. はじめに	1
1. 事業目的	1
2. 事業体制	2
3. 調査スケジュール	3
II. 電気用品を中心とした製品安全4法対象製品のモール運営事業者のサイトを 利用した販売事業者の法令遵守確認	4
1. 調査の方法と内容	4
2. 調査結果	6
III. 消費生活用製品安全法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除に向け た取組	8
1. 削除・閲覧停止に向けた活動	8
2. 削除・閲覧停止に向けた活動の詳細と結果	10
IV. 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出	11
1. 法令遵守確認の有効性の確認について	11
2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題	11
3. 製品安全4法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する 今後の取り組み	12

I. はじめに

1. 事業目的

近年インターネット販売における製品安全4法*対象製品（491品目）に関する法令違反事案が増加傾向にある。特に、法令対象製品であるにも関わらず、PSE、PSC等マークや届出事業者名の表示が無い状態の商品を販売する出品者（販売事業者）の存在が確認されるなど、販売事業者による法令遵守状況やインターネット販売で購入した製品による重大製品事故の比率の増加傾向が問題視されている。

経済産業省では、消費者等からの情報提供に基づく受動的なインターネット市場監視を主に行っているが、今回の事業においては、国からの受託により、一般財団法人日本品質保証機構（以下、JQAという。）が能動的な監視として、以下の調査、分析及び取組を行い、製品安全4法違反品の市場流通の抑制と重大製品事故の再発防止・未然防止に貢献するものである。

- （1）電気用品を中心とした製品安全4法対象製品のモール運営事業者のサイトを
利用した販売事業者の法令遵守確認（以下、「法令遵守確認」とする。）
- （2）法令適合が認められなかった場合の対応
- （3）製品安全4法対象製品を日本国内へ流通させる海外又は所在地不明の販売事
業者の自社サイト（以下、「海外等直販サイト」という。）の削除・閲覧停止に
向けた取組
- （4）調査結果の報告及び法令遵守確認の有効性の分析
- （5）インターネット販売における製品安全4法ごとの法執行面や制度面での課題
等の抽出

*：「消費生活用製品安全法」（以下「消安法」とする。）、「電気用品安全法」（以下「電安法」とする。）、「ガス事業法」（以下、「ガス事法」とする。）、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」とする。）の4つの製品安全法の総称

2. 事業体制

本事業の実施にあたり、プロジェクト・リーダーを置き、本事業完了までの管理・統括を行った。また、プロジェクト・リーダーを補佐する者としてプロジェクト・サブリーダーを置いた。プロジェクト・リーダー、サブリーダーの下に、以下のとおり各作業チームを編成し役割分担ごとに調査業務を遂行した。

表 I-1 作業チーム

1) 統括管理チーム
① 経済産業省との連絡・調整の実施及び事業全体の計画及び進捗管理。 ② 法令適合が認められなかった製品の経済産業省への報告。その他定期報告。 ③ 調査結果の傾向等の分析。 ④ 調査結果や分析・検証を踏まえた法執行面や制度面での課題検討。 ⑤ 調査報告書類を取りまとめ。
2) 調査実施チーム
調査内容ごとに2つの“調査実施グループ”を構成する。
① 調査実施グループ1： ・製品安全4法対象製品から、経済産業省と相談の上で品目を選定し、それらを販売しているモール運営事業者のサイトから、その品目の製品をピックアップする。 ・該当製品に法令上規定されている適切な表示がなされているかを調査して、法令適合の確認を行う。また、その結果を統括管理チームに報告する。
② 調査実施グループ2： ・経済産業省が提供する製品安全4法違反となる海外等直販サイトを登録するレジストラ、ホスティングサービス提供者事業者等（以下「レジストラ等」という。）に対し、適切な方法で当該サイトの削除要請を行う。 ・経済産業省がこれまでに削除要請を行い、削除された海外等直販サイトについて、現状を調査し、海外等直販サイトが確認できた場合は、改めて削除要請を行う。

3. 調査スケジュール

本調査業務は、以下の示す全体スケジュールのとおり実施した。

表 I-2 全体スケジュール

年	月	法令遵守確認	海外等直販サイトの削除・閲覧停止に向けた取組
2022	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省との事前調整 ・ モール運営事業者への協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託事業者との契約
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省との品目調整 ・ 第1ターム製品ピックアップ/調査票送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サイトリストを提供し削除要請開始 ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者定期進捗確認
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省との品目調整 ・ 第2ターム製品ピックアップ/調査票送付 ・ 第1ターム調査票回収/適合性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者定期進捗確認
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省との品目調整 ・ 第3ターム製品ピックアップ/調査票送付 ・ 第1/2ターム調査票回収/適合性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者定期進捗確認
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1/2/3ターム調査票回収/適合性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者定期進捗確認
2023	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1/2/3ターム調査票回収/適合性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除済みサイトの確認 ・ 委託事業者最終報告受領
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ モール運営事業者への報告会 ・ 調査結果取りまとめ/分析/課題抽出/最終報告書作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の結果取りまとめ/分析/課題抽出/最終報告書作成

II. 電気用品を中心とした製品安全 4 法対象製品のモール運営事業者のサイトを利用した販売事業者の法令遵守確認

1. 調査の方法と内容

(1) 調査対象モールサイト

本事業はインターネット上で販売される製品の販売事業者の法令遵守確認を行う目的からインターネットショッピングモールの販売事業者を対象としており、経済産業省と協議の上、消費者の利用頻度が高いと想定される大手のモール運営事業者3社と各々が運営する B to C モールサイトを調査対象とした。

また調査実施チームは調査前にモール運営事業者3社に対し、個別に本事業の説明、販売事業者への連絡に関する協力の依頼、連絡担当者の紹介等を行った。

(2) 調査対象品目

調査対象品目は「インターネット販売において法令違反が多い品目」及び「製品に起因する事故が多い品目」を経済産業省と協議の上決定し、品目ごとに検索キーワードを用いて各モールサイトより製品をピックアップした。

表 II-1 品目名と検索キーワード

品目名	対象法令	個別検索キーワード (例)
リチウムイオン蓄電池	電安法	互換バッテリー等
直流電源装置	電安法	互換 充電器等
エル・イー・ディー・電灯器具	電安法	LED照明 安い等
電気ストーブ	電安法	電気ストーブ 省エネ 人気等
電気毛布／電気敷布	電安法	電気毛布 洗える等
電気こたつ	電安法	電気こたつ等
携帯用レーザー応用装置	消安法	レーザーポインター等
乗車用ヘルメット	消安法	バイク ヘルメット等
乳幼児用ベッド	消安法	ベビーベッド 多機能等
石油ストーブ	消安法	屋外石油ストーブ等
カートリッジガスコンロ	液石法	カセットコンロ等
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガスストーブ	液石法	ポータブルガスヒーター等

(3) 調査対象製品のピックアップ

調査実施チームのピックアップ担当者は、第1・第2・第3の各チームの調査品目について、検索キーワードを用いて各モールから1品目当たり約40製品、各チーム計約200製品をピックアップした。

表Ⅱ-2 各タームの調査時期及び対象品目

ピックアップ 時期	品 目					
	1	2	3	4	5	6
第1ターム 2022年9月	 携帯用 レーザー 応用装置	 カートリ ッジガス こんろ	 リチウム イオン 蓄電池	 直流 電源装置	 エル・ イー・ ディー・ 電灯器具	
第2ターム 2022年10月	 乗車用 ヘルメッ ト	 カートリ ッジガス こんろ	 開放式若 しくは密 閉式又は 屋外式液 化石油ガ スストー ブ	 リチウム イオン 蓄電池	 直流 電源装置	 電気 ストーブ
第3ターム 2022年11月	 乳幼児用 ベッド	 石油 ストーブ	 リチウム イオン 蓄電池	 直流 電源装置	 電気毛布 (電気敷布 を含む)	 電気こたつ

(4) 販売事業者への画像提供依頼

モール運営事業者/販売事業者へ連絡し、販売事業者に今回の調査内容を説明したネットパトロール照会票及びネットパトロール回答票をメール等にて送付しPSマーク等の表示部分を確認できる画像等の提供を求めた。

(5) 画像の適合確認

販売事業者から画像を入手できた製品にあつては、その画像等からその製品が対象となる法令の「PSマーク」表示の有無を確認した。

また電気用品安全法の対象製品は、「PSマーク」に加え「届出事業者名」及び「定格等の表示」の確認も行った。

表Ⅱ-3 今回の調査における表示等の確認範囲

法令	PSマーク	届出事業者名	定格等の表示
電安法	○	○	○
消安法	○	—	—
液石法	○	—	—

(6) 「法令適合が確認できない」もの

ピックアップした製品の画像を確認し、その表示から「法令適合が確認できない」ものについては、販売事業名、法令違反が確認できないと判断した根拠資料、商品及び販売事業者の URL 等を再度確認し、記録した。

(7) 経済産業省への報告

1ヶ月1度、法令遵守確認の進捗状況及び法令適合が確認できないものについて、所定の様式で経済産業省に報告した。

2. 調査結果

- (1) 法令遵守確認の調査結果の品目ごとの傾向、法令適合が確認できない事例を表Ⅱ-4に示す。

表Ⅱ-4 品目ごとの調査結果

品目	傾向・事例
リチウムイオン蓄電池	今回対象とした品目の中で最も製品数が多く、その中で、互換バッテリーが多くピックアップされた。 電池式のカイロで、スマートフォン等の充電のためのUSBコネクタも備えており、リチウムイオン蓄電池としてOPSEマークの対象となる製品であってもマークが確認できない製品もあった。
直流電源装置	多くの製品に◇PSEマークが表示されていることから比較的法令遵守の意識が高い製品ではあるが、販売数が多いため、違反疑いのある製品も多く確認された。 直流電源装置とリチウムイオン蓄電池の複合品で、リチウムイオン蓄電池に要求されるOPSEマークは確認できたが、直流電源装置に要求される◇PSEマークが確認できない製品もあった。
エル・イー・ディー電灯器具	ピックアップした製品の種類はシーリングランプ等の天井取付型照明器具が約70%、残りはスタンドタイプの照明器具や投光器であった。 製品全体で電灯器具としてOPSEマークの対象となるが「製品を構成する電線やコネクタ等の個々の部品類にPSマークがあれば問題ない」と誤った主張をする販売事業者も確認された。
電気ストーブ	屋外で使用できる製品が多くピックアップされた。 回答を得られた全ての製品について法令適合が確認できた。一方、回答がなく商品ページが削除されるケースもあった。
電気毛布 (電気敷布を含む)	画像提出のあった全ての製品で、法令適合が確認できた。一方、画像提出のなかった製品は、在庫がなくラベルが確認できないとのことで、その後商品ページは削除されるケースがあった。

電気こたつ	ピックアップされた電気こたつは、全てが日本に所在する販売事業者から出品されており、画像提出のあった全ての製品で、法令適合が確認できた。画像なしで、在庫がなくラベルが確認できないとの回答もあったが、商品ページはそのまま販売されるケースもあった。
携帯用レーザー応用装置	最も多くピックアップされたのは、レーザー距離計であった。レーザーパターで、パターの先端にラインレーザーが発光される装置が付属し、照射されたラインに沿って練習する製品が複数ピックアップされた。回答があった販売事業者はPSマークのことを知らなかったとの回答があり、その後商品ページは削除されていた。
乗車用ヘルメット	海外の認証取得品として販売されている製品の多くは、画像なしの回答又は回答なしであった。表示違反の製品は確認されていないが、商品を削除した旨の回答も散見されることから、日本の法令を理解せずに海外認証があれば安全と考え販売している事業者が多いものと考えられる。
乳幼児用ベッド	ピックアップされた製品のすべてが画像なしの回答又は回答なしであった。回答があった販売事業者は、商品を削除した又は表示はないが対象外との説明が多く、十分に法令を理解せずに販売されていることが推測される。
石油ストーブ	ピックアップされた製品の多くは屋外でも使用できる製品であり、屋外用であるため消安法の対象外との回答が散見されたが、商品ページでは、室内でも使用できるような写真や説明文があった。
カートリッジガスこんろ	新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりキャンプが流行したこともあり、各モールで多くのキャンプ用コンロが取り扱われていた。◇PS LPGマークを表示すべきところを○PS LPGマークが表示されたものがあり、適合性検査を受けずに販売されていたと考えられる。
開放式若しくは密閉式又は屋外式液化石油ガスストーブ	ガスストーブとして販売されている製品の中には天板で調理ができるとPRしているものがあり、この場合は「カートリッジガスこんろ」として◇PS LPGマーク表示が必要と考えられるが、今回の調査でこのような機能を持った製品については、画像の提供がなくPSマーク表示を確認できた製品はなかった。

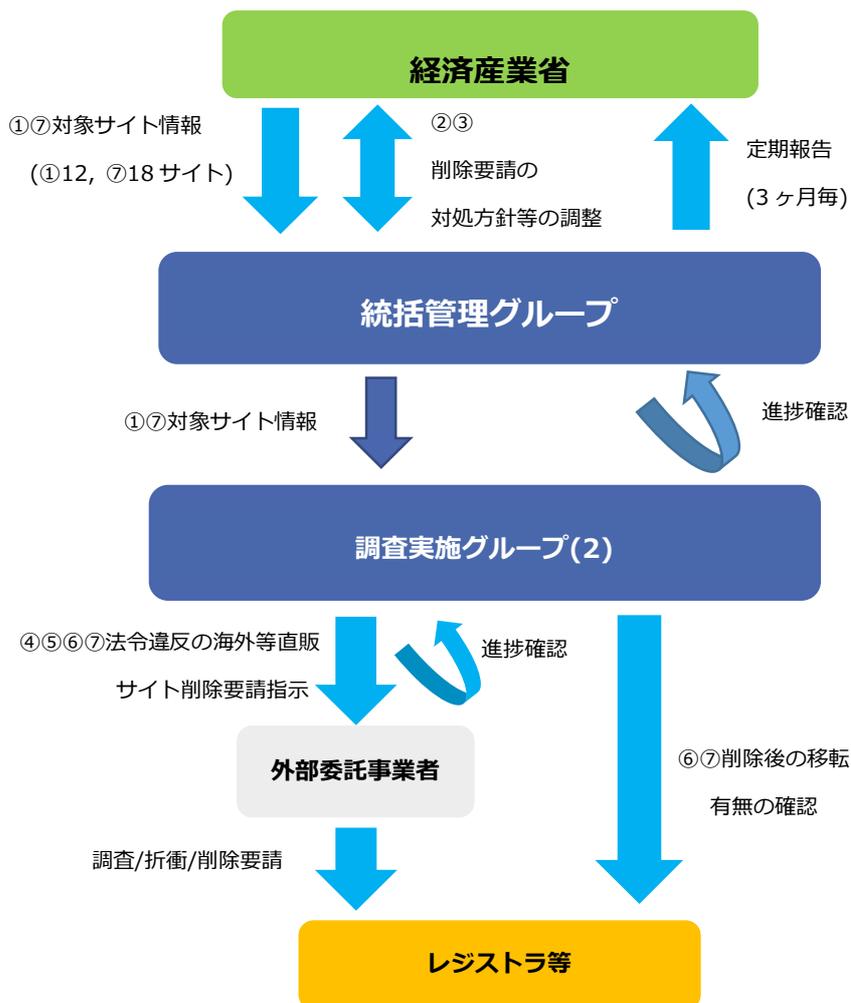
Ⅲ 消費生活用製品安全法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除に向けた取組

1. 削除・閲覧停止に向けた活動

- (1) 統括管理グループは、事前に経済産業省から消費生活用製品安全法違反となる製品（規定以上の高出力な違法レーザーポインター）を掲載している、海外等直販サイト（12 サイト）及び（7）でフォローアップを行う海外等直販サイト（18 サイト）の合計 30 サイトについて、削除・閲覧停止要請グループに指示した。
- (2) 統括管理グループは、事前に経済産業省と外部委託事業者を介したレジストラ及びホスティングサービス提供事業者（以下「レジストラ等」）に対する削除・閲覧停止要請の対応方針等を調整した。
- (3) 統括管理グループは、レジストラ等に対して行う削除・閲覧停止依頼について、事前に依頼文の内容、依頼の連絡方法、レジストラ等の反応に関する Q&A 等について経済産業省と事前に調整した。依頼文は、経済産業省と相談の上経済産業省の委託事業として行っていることが証明できる内容とした。
- (4) 統括管理グループからの対象サイトの情報と対応方針に基づいて、削除・閲覧停止要請担当者は、当該サイトのレジストラ等の調査及び削除・閲覧停止要請を外部委託事業者に再委託し、再委託後は、削除要請担当者は定期的に当該外部委託事業者に進捗を確認し、必要に応じ対応方針に基づいた指示を行った。
- (5) レジストラ等に対し削除・閲覧停止要請を行った場合は、当該レジストラ等が措置を取っても他のサーバーにサイトを移転する可能性があるため、当該サイトについて事業終了までフォローアップを行い、当該サイトの復活や他のサーバーへの移転が認められた場合は、改めて削除・閲覧停止要請の依頼を当該外部委託事業者に行った。
- (6) 削除・閲覧停止要請担当者は、措置された海外等直販サイトが復活したり、他のサーバーに移転したりしていないかを、週 1 回調査した。調査方法は、当該サイトを検索するために有効なキーワードを設定し、検索するもので、調査結果は、所定の記録用紙に記録した。
- (7) 上記（1）～（6）とは別に、削除・閲覧停止要請担当者は、既に経済産業省が削除・閲覧停止要請を行い措置された海外等直販サイト（18 サイト）について、（6）の方法と同様に調査し、海外等直販サイトの事業活動が確認できた場合は、（4）と同じ当該外部委託事業者を通して削除・閲覧停止要請を行った。

- (8) 削除・閲覧停止要請、レジストラ等からの回答及びその後のやり取り及び進捗は、所定の記録用紙に記録し、可能な範囲で克明に記録し、時系列で整理した上で保管した。これらの記録は、経済産業省からの問い合わせに対応できるようにした。
- (9) 統括管理グループは、上記の削除・閲覧停止要請の過程で確認できたレジストラ等の所在国の傾向や対応状況、意見等を整理し、より効果的なアプローチ手法を検討した。

海外等直販サイトの削除の実施フロー



2. 削除・閲覧停止に向けた活動の詳細と結果

(1) 削除・閲覧停止に向けた活動

対象の 30 サイトについて、当該外部委託事業者から各ドメインを登録しているレジストラ等に削除・閲覧停止要請を行った。必要に応じて違法性についての情報やスクリーンショット等を提供し、レジストラ等からの質問に回答する等、ドメイン名の停止等について協力を得られるよう、複数回に渡り働きかけと交渉を行った。レジストラ等が非協力的だった場合にはプロバイダやドメイン名の管理を行う機関である、レジストリにも通知を行う等、適切だと考えられる方法で働きかけを行った。

(2) 活動の結果

19 サイトについて削除・閲覧停止状態であることを確認したが、それ以外の 11 サイトについては、適切な処置には至らなかった。

IV 監視体制の有効性の検証及び課題等の抽出

1. 法令遵守確認の有効性の確認について

法令遵守確認の実施により、PSマークがない等の表示に不備がある製品をモールサイトで出品している販売事業者の存在が認められた。また、画像を確認できなかった製品においても、その回答内容から表示がないと推測されるものや、表示の説明なしで商品を削除したとするもの、誤った理解で非対象製品であると主張する等、法令違反の疑いのあるものが散見された。回答すら得られない販売事業者も多く確認されたが、その後の確認で商品がモールサイトより削除されたケースも多く、法令違反の疑いのある製品の販売を未然に防ぐ効果は十分あったものとする。

また、回答率が低かった要因の一つとして、過去実施した本事業の経験に基づき、より効果的な検索キーワードを選定し、パトロールを実施したことが考えられ、より法令適合が疑わしい販売事業者にアプローチができたことと推測される。

一方、今回の法令順守確認に際して問題となった点を、今後の課題として以下にまとめる。

- ・ 事業進捗の遅れにより、販売事業者からの回答をフォローする期間が短くなってしまったため、十分な調査期間を確保し、販売事業者を丁寧にフォローすることが回答率の改善につながると考えられる。
- ・ 一部のモールサイトでは販売事業者のメールアドレスが原則非公開のため、モール運営事業者から JQA に連絡するように販売事業者にメールする運用としていたが、モール運営事業者からの連絡を受けても JQA に連絡しない販売事業者が多数存在した。
- ・ 一部の販売事業者に対して電話でのフォローを行ったが、7割は留守番電話で応答がなく、残りは詐欺等の警戒があり、対応できず、対応できた販売事業者は極僅かであった。昨今の特殊詐欺やフィッシングメール等の影響で、パトロール時のメールが警戒され、連絡が無視されるケースが増えているものと推測される。
- ・ 今後も本事業を含めた、インターネット販売上の法令遵守確認の活動を継続・周知していくことで、規制の有無や法令順守の必要性がインターネット上の販売事業者に徐々に認識され、浸透することが期待される。
- ・ 次回も満足な回答が得られない場合は、製品を買い上げて確認するなどの措置が必要と考えられる。

2. 製品安全4法の法執行面や制度面での課題

(1) 法令の理解について

- ・ 今回の結果では、法令違反の疑いのある出品や、販売事業者から「法令を知らないのので出店を取りやめる。」と連絡がきたケースが散見され、まだ多くの販売事業者が法令を十分に理解せずに出品している実態が垣間見られた。このため、販売事業者に対

し法令の理解を継続的に促すことが必要と考える。また同時に、インターネット購入に際し、法令を遵守した安全な製品を選ぶ意識付けを消費者に行うことで、P Sマーク等のない違反品が消費者に敬遠され、販売事業者はより一層の法令遵守の意識が向上すると考えられる。

- ・複数品目にまたがる製品（直流電源装置でありかつリチウムイオン蓄電池でもある製品等）において、法令違反の疑いがあるものが散見された。このような製品は判断が難しいため、販売事業者が出品する際の補足的に注意するポイントとして、周知されることが望ましい。
- ・法令の誤った解釈を主張し、画像の提供に応じない販売事業者が散見された。販売事業者が出品する際の特に注意するポイントとして、モール運営事業者や販売事業者に対し、誤解の生じやすい法令の解釈事例等を周知することが望ましい。

（２）作為的な反応について

- ・パトロールに際し、場当たりの修正が行われた画像の提出が散見された。一例として、梱包にのみP Sマークを表示している商品にあっては、法令違反の疑いと判断できるが、画像だけでは判断が難しいケースもあり、法令違反の疑いを確定するには至っていない。追加のヒアリングを販売事業者に行ったり、実際に製品を買い上げてP Sマーク等の表示を確認したりする等の方法も考えられるが、場当たりに表示を貼付した不自然な製品であったとしても、納品時点から不自然な状態であると説明された場合、販売事業者としてそれ以上の追及をすることは難しいと考えられる。

3. 製品安全 4 法違反となる製品を販売する海外等直販サイトの削除要請に対する今後の取り組み

（１）削除に至らなかったドメイン名が削除困難な理由について

今回の事業では、対象 30 サイトのうち、19 サイトについて閉鎖を確認し、現在も閉鎖状態を保つことができおり、これは大きな成果であると考え。しかしながら、まだ閉鎖への協力が得られないレジストラ等も多数存在する。

閉鎖に協力してくれるレジストラ等が少ない原因は、主に 3 点あるのではないかと考える。

1 つ目に、製品安全 4 法違反品を扱う海外等直販サイトの閉鎖に向けた活動の取組がまだ新しいことが挙げられる。委託事業者がほかに行っている医薬品の不正販売に対する活動でも、始めた初期には違法広告についても拒絶するレジストラ等が多かったが、長期的な働きかけを継続することで、協力的なレジストラ等が増えてきている。

医薬品不正販売サイトの閉鎖活動とは条件が異なるため、比較は困難だが、3～4年程度で、レジストラ等が閉鎖に応じるケースが多く見られるようになったとのことであった。

2つ目に、医薬品の不正販売サイトに比べて、違法レーザーポインターを扱う海外等直販サイトはレジストラ等にとって、対応の優先順位が低いと考えられる。レジストラ等に向けて、違法レーザーポインターによる健康被害等をまとめた資料等を作成し、ウェブサイト上で注意を呼びかけるという取組も効果があると考えられる。

3つ目に、レジストラ等にとって違法レーザーポインターを扱う海外等直販サイトの違法性が分かりにくいことが挙げられる。今年度もレジストラに対し、規定以上の高出力であるといった製品自体の違法性を説明し、違法性については経産省から確認していただいている、と伝えても効果はなく、閉鎖には至らなかった。

(2) 継続的な取り組みの重要性

ドメイン名は利用期限付きのレンタルである。そのため、レジストラ等による一旦の利用停止措置が取られたドメイン名でも、レンタル期限が終わると利用可能になる。この特性から、製品安全4法違反品を扱う海外等直販サイトへの活動を行う上で、長期的に継続して監視を行い、違法品の販売を確認次第、当該サイトの削除・閲覧停止要請を行うということが重要である。

また、初期には医薬品の違法広告においても拒絶するレジストラ等が多かったことから、製品安全4法違反についても地道に削除・閲覧停止要請の活動を継続していくことで、製品安全4法の違法への理解が進み、協力が得られるレジストラ等が増えてくるものと考えられる。

(以下余白)